

ダイビング船に係る船舶事故調査報告書一覧

資料 2 参考資料

	発生年月日	事故等種類	事故等名	発生場所	人の死傷	総トン数	概要	原因	死傷者数
1	2023年12月30日	乗揚	ダイビング船ビューティーベル乗揚	沖縄県渡嘉敷村神山島南西方沖 神山島灯台から真方位217° 1,260m付近		5～20t未満	ダイビング船ビューティーベルは、西進中、浅瀬に底触して投錨した後、北方に圧流され、浅瀬に乗り揚げた。	本事故は、本船が、神山島南方沖を西進中、潮位が上がり、同島周囲の浅瀬が見えない状況下、船長が、目測のみで同島からの距離を取り、浅瀬から十分離れていると思い、西進を続けたため、浅瀬に底触し、すぐに機関を中立運転として投錨したものの、圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。	なし
2	2023年8月16日	転覆	ダイビング船クリスタルM転覆	沖縄県宮古島市下地島北西方沖 佐良浜港第1防波堤南灯台から真方位281° 5.5海里付近		5t未満	ダイビング船クリスタルMは、船長が1人で乗り組み、ダイビング客12人及びインストラクター7人を乗せ、下地島北西方沖を航行中、浸水して転覆した。 クリスタルMは、機関室の濡損等を生じた。	本事故は、下地島北西方沖において、本船が、乗客のダイビング中に、風向きが南西方から北西方に変化し、激しい風雨及び高波が発生した状況下、オープントランサム型の船尾部を北西方に向けて船尾から錨を入れた状態で錨泊を続けたため、船尾から上甲板に波が打ち込み、海水等が船尾収納庫等から機関室内に流れ込んだことで乾舷が減少し、更に乗客を乗せて、排水ができないまま波高約2mの波を受ける中、船尾下降を伴う航行を続けたため、波の打ち込みにより浸水が進み、船尾部上甲板が水没し、主機が停止して操縦不能となり、転覆したものと考えられる。 船尾から波が打ち込んだのは、船尾部の仕切り板が取り外されていたことに加え、重量のある潜水器材を積載していたことで、船尾の乾舷が減少していたことによるものと考えられる。また、船尾収納庫等に浸入した海水等が機関室内に流れ込んだのは、本船が油圧配管の修理後に本船開口部及び本船貫通部を塞がずに開いたままの状態としていたことによるものと推定される。 本船が、船尾部を風波が来る方向と同じ北西方に向けて錨泊を続けたのは、本船船長が、上甲板上に入った水は船内に滞留することなく船外に排出されるので、波が打ち込んでも支障ないと認識していたことによるものと考えられる。 本船船長が、最新の気象・海象情報や雲の発生状況等から悪天候を早期に察知し、気象・海象が悪化する前に避難するなどの判断ができなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。	なし
3	2022年12月3日	乗揚	ダイビング船菊丸Ⅲ乗揚	沖縄県恩納村真栄田岬東岸 前兼久港北防波堤灯台から真方位259° 1.5海里付近		5t未満	ダイビング船菊丸Ⅲは、無人の状態で錨泊中、強風を受けて錨索が切れ、さんご礁に乗り揚げた。	本事故は、本船が、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、船長が同注意報の発表を知らずに出航し、ダイビングの目的で本船を無人として錨泊したため、風が強まると共に波高が高くなり、錨索が切れるとともに、係留ブイが海底の岩場から外れて圧流され、真栄田岬東岸のさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。	なし
4	2020年10月19日	転覆	ダイビング船パラダイス7号転覆	沖縄県竹富町浜島東方沖 琉球観音埼灯台から真方位261° 3.6海里付近		5t未満	ダイビング船パラダイス7号は、錨泊中、転覆した。	本事故は、波浪注意報が発表されている状況下、本船が、錨泊中、波浪を受けて船内に海水が流入した際、船長が、船尾部を下げることで流入した海水を排出しようと航行し、船尾部が沈下して船外機が海水に浸かって停止し、更に波浪を受けて海水が船内に流入したため、転覆したものと考えられる。	なし
5	2020年3月17日	火災	ダイビング船アンクイーン火災	沖縄県竹富町黒島西方沖 黒島灯台から真方位316° 1.8海里付近		5t未満	ダイビング船アンクイーンは、黒島西方沖を航行中、機関室から火災が発生した。 アンクイーンは、機関室等に焼損を生じた。	本事故は、本船が黒島西方沖を航行中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。	なし
6	2019年4月30日	乗揚	ダイビング船Volare乗揚	鹿児島県十島村中之島西岸 中之島灯台から真方位286° 3.9海里付近	：負傷	5t未満	ダイビング船Volareは、南南東進中、中之島西岸に乗り揚げた。 Volareは、乗船者10人が負傷し、船底に破口等を生じた。	本事故は、本船が、主機が燃料系統へのエアの混入で度々停止する状態の中で、中之島西岸沖を南南東進中、船長がエアの混入経路を特定せずにエア抜きを行って本船を継続して使用していたため、主機が燃料系統へのエアの混入で停止し、風浪によって圧流されて同島西岸に乗り揚げた可能性があると考えられる。	負傷：インストラクター2人、ダイビング客8人
7	2018年10月28日	転覆	ダイビング船Miss NADIA転覆	沖縄県竹富町竹富島ヨン埼東方沖 竹富島東方灯標から真方位240° 1,000m付近		5t未満	ダイビング船Miss NADIAは、南南西進中、転覆した。 Miss NADIAは、主機の濡損等を生じた。	本事故は、本船が、波浪注意報が発表されている状況下、満潮時に波が高くなりやすい石垣島と竹富島の間の海域を南南西進中、船尾方から波を受けて航行を続けていたため、船尾部が持ち上がって船首部が波間に突っ込み、船首方から波を被って船内に流入した海水が左舷側に滞留して傾斜し、転覆したのものと考えられる。	なし

8	2017年12月28日	運航不能（航行設備故障）	ダイビング船第二幸徳丸運航不能（舵脱落）	沖縄県石垣市石垣港石垣港西防波堤灯台から真方位101° 320m付近		5～20t未満	ダイビング船第二幸徳丸は、東進中、舵が脱落し、運航不能となった。	本インシデントは、本船が、石垣港を東進中、舵軸が折損したため、舵が脱落したことにより発生したものと考えられる。	なし
9	2017年10月3日	死傷等	ダイビング船第三清丸水上オートバイさかい丸旅客負傷	沖縄県竹富町新城港南西方沖 黒島灯台から真方位279° 4.1海里付近	：負傷	5t未満：5t未満	ダイビング船第三清丸及び水上オートバイさかい丸は共に南進中、第三清丸がさかい丸から落水した旅客に接触し、旅客2人が負傷した。	本事故は、A船及びB船が、新城港南西方沖において共に南進中、B船が急加速しながらA船の左舷船尾方から船首方に進出したため、A船の船首方でB船に乗っていた旅客B1及び旅客B2が落水し、A船の左舷外板に接触したことにより発生したものと考えられる。	負傷：旅客2人（さかい丸）
10	2017年5月16日	乗揚	ダイビング船H-1乗揚	沖縄県石垣市御神埼北方沖の浅礁 石垣御神埼灯台から真方位357° 160m付近		5t未満	ダイビング船H-1は、錨泊から出航する際、アンカーロープがプロペラに絡み、主機の運転ができなくなって浅礁に乗り揚げた。 H-1は、プロペラ翼の曲損等を生じた。	本事故は、本船が御神埼北方沖に錨泊中、風力5の北風を船体に受け、船長がアンカーロープを解いて主機を後進にかけた際、海中のアンカーロープがプロペラに絡んだため、主機の運転ができなくなり、風波により圧流されて御神埼北方沖の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。	なし
11	2016年4月17日	死傷等	ダイビング船帆乃夏旅客負傷	沖縄県恩納村真栄田岬北東方沖 前兼久港第1号灯標から真方位295° 1,020m付近	：負傷	5t未満	ダイビング船帆乃夏は、シュノーケリングを終えて帰航中、旅客2人が負傷した。	本事故は、本船が、真栄田岬北東方沖を真栄田漁港に向けて波高約1.5mの波がある状況で左転中、船長が旅客を本船の動揺の少ない前部甲板の中央部及び船尾部に着座するように周知しなかったため、波を正船首方で受けて乗り越えた際、船体が上下に動揺し、前部甲板の右舷船首側に居た旅客A及び旅客Bが、浮き上がってでん部から甲板上に落下したことにより発生したものと考えられる。	負傷：旅客2人
12	2015年12月28日	乗揚	ダイビング船G-FREEV乗揚	沖縄県竹富町竹富島東方沖 竹富島南水路第1号灯標から真方位072° 180m付近		5t未満	ダイビング船G-FREEVは、南西進中、乗り揚げた。 G-FREEVは、ドライブユニットの破損等を生じた。	本事故は、本船が竹富島東方沖を手動操舵によりフェリーボートの引き波による横揺れを回避する目的で旋回して南航路に向けて南西進中、船長が、GPSプロッターを使用するなどして船位の確認を行っていなかったため、風波により南航路東口の東側の浅瀬に圧流されていることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし
13	2015年3月1日	衝突（単）	ダイビング船BREEZE衝突（灯標）	沖縄県石垣市石垣港（石垣港登野城第4号灯標）		5t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター5人、ダイビング客等28人を乗せ、平成27年3月1日09時15分ごろ石垣港旧離島棧橋を出発し、石垣市石垣島南岸に拡張する浅礁域内で体験ダイビングを行うため、同浅礁域に掘り下げて作られた可航幅約50～100mの水路（以下「本件水路」という。）を東南東進した。 本船は、本件水路から浅礁域内のダイビングポイントに向けて進入する際に進入口の右舷側の目標としていた石垣港登野城第4号灯標（以下「第4号灯標」という。）（円形、赤色、高さ平均水面上5.4m）に接近した頃、先行した僚船2隻がダイビングポイントで錨の投下作業をしていたので、しばらく待機することとし、第4号灯標の手前で左転して船首を進入方向の東方へ向け、主機のクラッチを中立にした。 船長は、進入口の北側にある浅礁（以下「本件浅礁」という。）に注意しながら、ダイビングポイントに向けて進入するタイミングを計るため、僚船の錨の投下作業を見ていたところ、インストラクターの1人に第4号灯標に接近していると言われ、操舵室右舷側の窓を開けて右斜め後方を見て本船が第4号灯標に約1mの距離まで接近していることに気付いた。 本船は、第4号灯標との衝突を避けようとして右舵一杯を取るとともに、左舷機を前進、右舷機を後進にかけて右回頭をしようとしたが、09時30分ごろ右舷中央部が第4号灯標に衝突した。 本船は、右舷中央部に生じた亀裂から浸水して右舷側に傾き、ビルジポンプにより排水したものの、浸水量が増加したので、出発地へ引き返すことを諦めて付近にあった養殖施設岸壁に着岸した。 船舶所有者は、インストラクターから本事故発生 の報告を受けて海上保安庁に本事故発生の通報をした。	本事故は、本船が、石垣港の本件水路で漂泊して待機中、船長が周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本船が第4号灯標に向けて圧流されていることに気付かず、右舷中央部が本件灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	なし
14	2014年9月22日	火災	ダイビング船トロピコⅡ火災	沖縄県波嘉敷村黒島北方沖 端島灯台から真方位308° 6,000m付近		5～20t未満	ダイビング船トロピコⅡは、航行中、機関室で火災が発生した。 トロピコⅡは、右舷主機過給機タービン側ケーシング等に焼損を生じた。	本事故は、本船が、那覇港に向けて帰航中、機関室右舷主機の過給機付近から出火したため、右舷主機直上の縁材、蓋及び甲板室天井に延焼したことにより発生したものと考えられる。	なし

15	2014年6月11日	運航不能（航行設備故障）	ダイビング船 LEGEND運航不能（舵故障）	沖縄県座間味村座間味島北東方沖 座間味村所在の牛ノ島灯台から真方位352° 1.9海里付近		5～20t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター3人及びダイビング客7人を乗せ、沖縄県渡嘉敷村黒島北方沖のダイビングポイントでダイビングを終え、次のダイビングポイントに向けて座間味島北東方沖を航行中、平成26年6月11日11時15分ごろ、操舵不能となったので、警察に通報した。 本船は、付近を航行中の警察艇にえい航されて座間味村座間味港に入港した。	本インシデントは、本船が、座間味島北東方沖を航行中、操舵装置の油圧ホースの接続金具が腐食して亀裂を生じたため、作動油が流失し、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。	なし
16	2014年1月26日	転覆	ダイビング船スナフキンⅡ転覆	沖縄県名護市辺野古埼東南東方沖 名護市所在の長島灯台から真方位153° 300m付近		5t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、僚船と共に名護市汀間漁港をダイビング目的で出発し、ダイビングポイントを探して辺野古埼の南東方沖（湾口の左岸側）にある弓状のさんご礁脈（以下「礁脈」という。）の東方に達した頃、僚船から離れ、礁脈の北端に位置する名護市長島の北方沖を航行して礁脈と辺野古埼の間の浅水域に進入した。 本船は、礁脈の西方の縁付近において、投錨をしようとして船外機を後進にかけ、船尾が左回頭して船首が長島（北北西方）を向いた頃、東寄りの高波高のうねりが押し寄せて礁脈上で高い波となり、平成26年1月26日12時00分ごろ、辺野古埼東南東方沖において、右舷方から高波を受け、左舷側へ傾斜して転覆した。 船長及び同乗者は、僚船に救助され、長島に上陸して待機し、その後、2回に分けて汀間漁港に搬送された。 本船は、僚船により、転覆した状態で汀間漁港にえい航されて陸揚げされた。	本事故は、本船が、辺野古埼東南東方沖の礁脈付近において、船外機を後進にかけて投錨をしようとしていたところ、船長が、ダイビングポイントの確認に注意を向けていたため、うねりへの注意が散漫になり、また、礁脈に接近し、東寄りのうねりによって礁脈上で生じた波を受け、左舷側へ傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。	なし
17	2013年3月18日	乗揚	ダイビング船ラッキー乗揚	沖縄県座間味村座間味島東方沖 座間味村所在の牛ノ島灯台から真方位000° 200m付近		5～20t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター8人及びダイビング客25人を乗せ、座間味島東方でダイビングを行うため、船首1.0m、船尾2.0mの喫水で錨泊作業を開始した。 船長は、フライングブリッジで操船を行い、船首の錨及び船尾の左右舷の錨を投入し、本船が安定したときにダイビング客を潜水させる予定であったが、本事故発生場所付近の地形により、風向きが変わることを知らなかった。 船長は、船首の錨を投入後、風で本船が左舷側に振れ、それ以上振れないだろうと思い、船尾の左舷錨を海底に固定しようとしてインストラクターを海中に入れたものの、船首に風を受けて船がかなり振れ、機関をかけて浅礁から離れようとしたが、インストラクターが本船の下に入り、機関をかけられなくなっており、船首のアンカーロープを延ばせば、水深の深い所に本船を移動できると思い、アンカーロープを延ばしに行った。 インストラクターは、船長の指示を受け、船尾の左舷錨を固定するために海中へ入っていたものの、本船が大きく振れるので、機関を始動させて浅礁から離れさせようと思い、水面上に出て合図を送ろうとしたが、フライングブリッジに船長はおらず、合図を送れなかった。 船長は、船首から戻った時も、本船が左舷側に振れていたものの、左舷側への振れが収まるだろうと思っていたが、平成25年3月18日14時20分ごろ、本船は、風に圧流されて浅礁に乗り揚げた。 船長は、海上保安庁に救助を求め、船長及びインストラクター3人が船固め作業のために残り、乗船者30人は船主手配の僚船に付近の港に搬送され、本船は、満潮に合わせて僚船に引き出され、えい航されて沖縄県那覇港に入港した。	本事故は、本船が、座間味島東方沖で錨泊作業中、船長が地形による風向の変化が生じることを知らなかったため、変化した風に圧流され、浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし

18	2012年9月25日	死傷等	ダイビング船 ラッキー乗客負傷	沖縄県座間味村座間味島東方沖 座間味村所在の牛ノ島灯台から真方位058° 1.6海里付近	: 負傷	5～20t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、乗客Aほかインストラクターを含む41人を乗せ、座間味島のダイビングポイントでのダイビングを終了したのち、沖縄県那覇港に向けて速力（対地速力、以下同じ。）約22ノット（kn）で帰航を開始した。 キャビンは、操舵室の真下に位置し、左右舷側と中央部に座席が設けられ、帰航開始後、右舷側座席に乗客A、左舷側座席に乗客2人、中央座席に乗客1人が座っており、他の乗客は、船尾側のデッキにいた。 乗客Aは、右舷側座席に左舷側を向いて座っていたところ、本船のインストラクターから、船首側の座席は縦に大きく揺れるので、船尾側に移るように指示されたが、キャビンの周囲には手摺りがなく、移動することに危険を感じたので、移動しなかった。 本船は座間味島東方沖を航行中、船長が、予定進路の海域では波が比較的高いことを知っており、速力約8knで北東進中、大きい波に遭遇して減速したが、船体が縦に激しく動揺し、平成24年9月25日15時20分ごろ、乗客Aが、跳ね上げられて座席で腰を打って負傷した。 船長は、本船が那覇港に入港したのち、立ち上がれなくなった乗客Aの様子を見て乗客Aの負傷を知り、乗客Aは、他の乗客が要請した救急車で病院に搬送され、第一腰椎破裂骨折と診断された。	本事故は、本船が座間味島東方沖を速力約8knで北東進中、船長が約2～3mの波に遭遇して減速したが、船体が縦に動揺したため、乗客Aが跳ね上げられて座席で腰を打ったことにより発生したものと考えられる。	負傷：1人（乗客）
19	2012年9月15日	火災	ダイビング船海竜火災	山形県酒田市酒田港第2区 酒田市所在の酒田灯台から真方位173° 1,790m付近		5t未満	本船は、船長ほか1人が乗り組み、ダイビング客8人を乗せ、酒田市飛島沖などでダイビングを終え、平成24年9月15日16時30分ごろ酒田港第2区の係留地に帰港し、係留して翌日の機材が積み込まれたのち、船長がダイビング客と共にダイビングショップに戻って無人となった。 係留地を管理する作業員は、係留地内にいた人から本船の船内に炎が見える旨の連絡を受けて本船に急行し、操舵室の左舷船尾側が燃えているのを認めて17時32分ごろ消防署に通報した。 本船は、到着した消防署員により放水による消火活動が行われ、17時55分ごろ鎮火した。	本事故は、本船が、飛島沖などでダイビングを終え、15日16時30分ごろ酒田港第2区の係留地に帰港し、同区の係留地に無人で係留中、操舵室を貫通する主機排気管の周囲に木製支柱等を使用して空気の流通のない密封された空間を作っていたため、放熱が妨げられて排気管からの受熱により木製支柱の炭化が進み、木材の発火温度が低下して出火したことにより発生したものと考えられる。	なし
20	2012年6月1日	死傷等	ダイビング船 ホッパーダイビング客負傷	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷港北東方沖 渡嘉敷港南防波堤灯台から真方位060° 2.7海里付近	: 負傷	5～20t未満	本船は、‘船を持たないダイビングショップのインストラクター及びダイビング客’（以下「グループ」という。）を乗せるダイビング船であり、船長が1人で乗り組み、8つのグループ（インストラクター9人、ダイビング客A及びダイビング客Bほかダイビング客16人）を乗せ、渡嘉敷村渡嘉敷島の北方で2回のダイビングを行ったのち、渡嘉敷港の北東方にある沖山岩（うちざん）と称する次のダイビングポイントへ向けて南東進した。 船長は、沖山岩の手前で本船を反転させ、船尾側の操作盤で操船しながら、船尾からゆっくりと沖山岩に近づき、沖山岩まで距離約80mに接近した時、各グループのインストラクターに対し、潜水を開始してもよい旨の合図を行った。 ダイビング客Aのグループは左舷船尾から、また、ダイビング客Bのグループは右舷船尾から潜水を開始したところ、平成24年6月1日13時21分ごろダイビング客A及びダイビング客Bが回転していたプロペラ翼に接触した。 ダイビング客Aは、自力で海面に浮上したが、負傷して梯子を上ることができず、乗船者に本船へ引き上げられ、本船は、治療のために帰港しようとしたが、先にエントリーしたグループと連絡を取る手段がなかったので、ダイビングが終わるまで待つことにした。 ダイビング客Bは、プロペラ翼に接触した時に左足のフィンを落としたので、本船に上がってフィンを装着し、再度ダイビングを行った後、船上でウェットスーツを脱いだ時に怪我していることが分かった。 本船は、全グループを揚収後、沖縄県那覇港に帰港し、16時ごろ、ダイビング客A及びダイビング客Bは、それぞれが所属するグループの車で病院に搬送された。 ダイビング客Aは、全治約4週間と見込まれる左腓骨遠位端骨折等を負い、ダイビング客Bは、全治約10日間と見込まれる左下腿切創等を負った。	本事故は、本船が、渡嘉敷港北東方において、船尾からダイビング客の潜水を開始させた際、プロペラが回転していたため、プロペラ翼がダイビング客A及びダイビング客Bに接触したことにより発生したものと考えられる。	負傷：2人（ダイビング客）

21	2012年5月6日	乗揚	ダイビング船ラメール乗揚	沖縄県石垣市崎枝湾内 石垣市所在の石垣御神埼灯台から真方位068° 2.4海里付近		5～20t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、係留地に移動するため、船首約0.8m、船尾約0.9mの喫水で約3ノットの対地速力とし、崎枝湾内の浅礁域を航行中、平成24年5月6日15時30分ごろ砂地の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、15時45分ごろ機関を使用して離礁した。	本事故は、本船が、崎枝湾内を航行中、船長が、波の影響で水中が見えにくい状況で航行したため、浅瀬に向かっていることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし
22	2012年4月3日	浸水	ダイビング船happy浸水	沖縄県石垣市観音埼北西方沖 石垣市所在の琉球観音埼灯台から真方位302° 1.1海里付近		5t未満	ダイビング船happyは、船長が1人で乗り組み、インストラクター2人及びダイビング客7人を乗船させ、石垣市石垣漁港を出港し、石垣市大崎近くのダイビングポイントでダイビングを終え、石垣漁港へ帰航中、平成24年4月3日（火）14時30分ごろ波を受けて浸水した。 Happyは、船尾甲板下の倉庫に浸水して船体が傾斜し、半水没状態となったが、乗船者全員は救助され、死傷者はいなかった。	本事故は、happyが、波向北北西、波高約4～5mの波を船尾方向から受けて名蔵湾を南進中、波が船尾甲板に連続して打ち込む状態で航行を続けていたため、船尾甲板下の倉庫に浸水したことにより発生したものと考えられる。 波が船尾甲板に連続して打ち込む状況で航行を続けていたのは、happy船長が、happyが波向北北西、波高約4～5mの波を船尾から受け始めたので、不安を感じて引き返すことを考えたが、付近を航行する小型の和船を見てhappyも航行できるものと判断したことによるものと考えられる。 Happyが、船尾方向から波を受けて航行する場合、波が船尾甲板に打ち込みやすい船型であったこと、及び船尾甲板の倉口のハッチカバーが施錠できるものでなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。	なし
23	2011年7月25日	死傷等	ダイビング船スイミー潜水者負傷	沖縄県渡嘉敷村黒島北方沖 渡嘉敷村所在の端島灯台から真方位288° 3.2海里付近	: 負傷	5～20t未満	ダイビング船スイミーは、船長が1人で乗り組み、インストラクター3人、ダイビング客8人及び同乗者2人（船長の家族）を乗船させ、沖縄県渡嘉敷村黒島北方のダイビングポイントで航行を開始した際、平成23年7月25日（月）14時30分ごろ、回転中のプロペラ翼が、ダイビング中の他船の船長に接触し、同船長が負傷した。	本事故は、スイミーが、黒島北方において航行を開始する際、船長が、スイミーの周囲でダイビングを行っている者の確認を行わず、また、見張り員を配置していなかったため、航行を開始したところ、回転していたプロペラ翼がダイビング中の他船の船長に接触したことにより発生したものと考えられる。 スイミーの船長が、スイミーの周囲でダイビングを行っている者の確認を行わず、また、見張り員を配置していなかったのは、スイミーの周囲を確認した時から、3～5分ほど経過していたが、大丈夫だと思ったことによるものと考えられる。	負傷：1人（潜水者）
24	2011年6月29日	死傷等	ダイビング船Y D S VII潜水者負傷	沖縄県与那国町馬鼻埼北西方沖 与那国町所在の西埼灯台から真方位027° 1.9海里付近	: 負傷	5～20t未満	ダイビング船Y D S VIIは、船長が1人で乗り組み、インストラクター1人及びダイビング客1人を乗船させ、馬鼻埼付近のダイビングポイントに到着してスクーバダイビングを行ったのち、同埼北西方沖で浮上したインストラクター及びダイビング客を揚収中、平成23年6月29日（水）10時50分ごろ、インストラクター及びダイビング客がプロペラ翼等に接触し、両人が負傷した。	本事故は、本船が、馬鼻埼の北西方沖において、潜水者を船尾から揚収する際、速い後進の行きあしがあったため、インストラクターが、船尾船底に潜り込み、回転しながら船底を船首方に移動してプロペラ翼に接触し、また、降ろされたはしごと船尾外板との間に両足のフィンを挟まれたダイビング客が、身体が逆さまになった状態で海中に没し、船底に接触したことにより発生したものと考えられる。 本船に速い後進の行きあしがあったのは、船長が、潜水者を長時間漂流させたので早く揚収したいと思い、いつもより後進の行きあしを速くしたこと、及び潜水者が後部甲板の死角に入って見えなくなり、後進行きあしを止めず、操縦レバーを中立にしたことによるものと考えられる。	負傷：2人（インストラクター及びダイビング客）
25	2011年2月24日	運航不能（航行設備故障）	ダイビング船DRAGON KNIGHT運航不能（機関室浸水）	沖縄県久米島町仲里港東方沖 仲里港北防波堤灯台から真方位102° 1.2海里付近		5t未満	本船は、船長ほか1人が乗り組み、ダイビング客1人を乗せ、仲里港東方沖のダイビングポイントに錨泊し、甲板員に船番をさせ、船長がダイビング客と共にダイビングを行った。 本船は、ダイビングの終了間際、船尾から船内に波が打ち込み始め、機関室入り口蓋の隙間から主機とバッテリーに海水が降りかかった。 本船は、船長が、ダイビングから戻り、船尾から波が打ち込むのを認め、急いで沖に移動したが、平成23年2月24日14時50分ごろ、主機が自停し、運航不能となり、仲里港東方沖のリーフに乗り揚げた。 本船は、1か月ほど後に仲里港内に運ばれて解体された。	本インシデントは、本船が、仲里港東方沖のダイビングポイントから沖に向けて航行中、錨泊中に海水が船尾から機関室に打ち込み、主機やバッテリーが海水をかぶったため、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。	なし
26	2010年10月9日	転覆	ダイビング船S M D C転覆	沖縄県恩納村マリブビーチ北西方沖 前兼久港北防波堤灯台から真方位242° 1.1海里付近		5t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、マリブビーチ北西方沖のダイビングポイントで錨を巻き上げたのち、北方からの風に圧流されていたところ、高波を右舷船首側から受け、平成22年10月9日12時30分ごろ、左舷側に転覆した。 本船は、僚船にえい航され、帰港した。	本事故は、本船が、マリブビーチ北西方沖で錨を巻き上げたのち、風に圧流されて沖合に向いた際、高波に右舷船首を持ち上げられたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。	なし

27	2010年9月18日	乗揚	ダイビング船サウスワードパッセージⅡ乗揚	沖縄県読谷(よみたん)村都屋(とや)漁港南方沖の伊奈武瀬(いなんびせ)南東端都屋港第二冲防波堤南灯台から真方位178°1.2海里付近		5～20t未満	ダイビング船サウスワードパッセージⅡは、船長ほか22人が乗船し、都屋漁港南方沖の伊奈武瀬のダイビングポイントで双錨泊中、突風によって右舷船首の錨索が切断し、さらに、左舷船首錨が外れて風下に圧流され、平成22年9月18日(土)10時15分ごろ伊奈武瀬の南東端に乗り揚げた。	本事故は、本船が、台風の石垣島付近への接近に伴い、雷、強風、波浪注意報が発表された状況下、伊奈武瀬のダイビングポイントにおいて双錨泊中、風速約20m/sの突風を船首方から受けた際、右舷船首錨の錨索が切断し、次いで左舷船首錨が岩から外れたため、風下の伊奈武瀬に向けて圧流され始め、本船がほぼ反転して船首が同瀬に向いたので、左回頭して同瀬から離れようとし、振れ止め用の左舷船尾錨の錨索を放ち、右舷主機を前進、左舷主機を後進としたところ、左舷側のプロペラに同錨索が絡み、両舷主機が使用できなくなって更に圧流され、伊奈武瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。 右舷船首錨の錨索が切断し、次いで左舷船首錨が岩から外れたのは、船長が、台風の石垣島付近への接近に伴い、沖縄島近海では強い東寄りの風が吹いて波高が高くなっており、沖縄本島に気象注意報が発表されている旨の気象情報を入手していたものの、出航して伊奈武瀬のダイビングポイントにおいて本船が双錨泊中、風速約20m/sの突風を船首方から受けたことによるものと考えられる。	なし
28	2010年7月25日	乗揚	ダイビング船ラ・メール乗揚	沖縄県石垣市御神埼灯台から真方位072°950m付近		5～20t未満	本船は、船長が単独で乗り組み、ダイビング客及びシュノーケリング客17人を乗せ、石垣港を発し、御神埼灯台北方のダイビングポイントで錨泊してダイビングを開始した。 時間の経過とともに、南西の風が東の風へと変化し、平成22年7月25日10時30分ごろ、船底が浅瀬に接触した。 本船は、のちに自力離礁し、浸水がなかったため、自力で石垣港へ入港した。	本事故は、本船が、御神埼灯台北方のダイビングポイントで錨泊中、守錨方法が適切でなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	なし
29	2010年7月18日	乗揚	ダイビング船BADBOY乗揚	沖縄県宜野湾(ぎのわん)市宜野湾港西方のリーフ宜野湾港北防波堤灯台から真方位255°1.5海里付近		5～20t未満	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、ダイビング客9人を乗せ、係留地である宜野湾港内のマリーナへ向けて航行中、那覇港倭(やまと)口北西方付近で大雨に遭ったことから、船長が、荒天避航のために那覇港一文字防波堤に向けて右転し、やがて雨がやんだので、同防波堤の東端付近で牧港第2号灯浮標に向けて左転して北東進した。 船長は、ダイビング客が船酔いしていたので、リーフから100mぐらいの沖をリーフ沿いに航行すれば波が静かだと思い、リーフの白波に向けて再度右転して東進したが、左舷側にリーフが見えてリーフ上を航行していることに気付き、速力を落として約2ノットの惰力で航行中、平成22年7月18日13時00分ごろ、宜野湾港西方のリーフに乗り揚げた。 船長は、船舶所有者に連絡し、ダイビング客は僚船に救助され、乗組員は船固め等を行ったのち救助された。本船は、21日僚船により引き下ろされて、係留地に陸揚げされた。	本事故は、本船が、宜野湾港西方沖を航行中、船長が、リーフ沿いを航行しようとし、リーフの白波に向けて航行した際、リーフの境目に気付かず航行したため、リーフに進入して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし
30	2010年3月8日	死傷等	ダイビング船ラメールダイビング客負傷	沖縄県石垣市石垣港内石垣港冲南防波堤北灯台から真方位292°480m付近	: 負傷	5～20t未満	ダイビング船ラメールは、船長ほか2人が乗り組み、ダイビング客3人を乗せ、石垣港内を航行中、平成22年3月8日(月)13時10分ごろ、他船の航走波により船体が動揺した際、ダイビング客1人が腰椎に圧迫骨折を負った。	本事故は、A船が、石垣港内を冲西防波堤と冲南防波堤との間に向けて速力約22～23knで東進中、船長Aが、反航するC船及びD船から発生している航走波を認めた際、針路及び速力を保持して航行したため、本件航走波が左舷から約15mまで接近したところで本件航走波の大きいことに気付いて減速したものの、船首が本件航走波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室のベンチに座っていたダイバーAが、ベンチから身体が浮いて離れたのち、ベンチに落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。 船長Aが、反航するC船及びD船から発生している航走波を認めた際、針路及び速力を保持して航行したのは、両船による航走波を大きな波ではないと思い込んだことによる可能性があると考えられる。 船長A及び甲板員Bが、C船及びD船による航走波を認めた際、ダイバーに航走波による船体動揺について注意喚起を行わなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。 A船が、ベンチの座面に衝撃を和らげるクッションなどやベンチに身体を支えることができる手すりなどを設備していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。	負傷：1人（ダイビング客）

31	2009年11月16日	死傷等	ダイビング船スタイル乗船者死亡	沖縄県座間味(ざまみ)村安護(あご)の浦港座間味村牛ノ島灯台から真方位290°1,100m付近	:死亡	5～20t未満	ダイビング船スタイルは、船長ほかインストラクター5人及びダイビング客7人が乗船し、安護の浦港のダイビングポイントで錨泊作業中、平成21年11月16日(月)10時45分ごろ、錨を海底に固定するために左舷船尾から海中に飛び込んだインストラクター1人が、回転中のプロペラ翼に接触した。 同インストラクターは、左腕が切断されて病院に搬送されたが、死亡が確認された。	本事故は、本船が、安護の浦港の第2ポイントで錨泊作業中、船長が両舷の機関のクラッチレバーを中立にするのを忘れたため、本船が後進している中、インストラクターAが錨を海底に固定しようとして左舷船尾から海中に飛び込んだところ、回転中のプロペラ翼に左上肢が切断されるなどにより発生したものと考えられる。 船長が、両舷の機関のクラッチレバーを中立にするのを忘れたのは、左舷船尾の錨の固定場所を考えることに意識を集中していたことによるものと考えられる。	死亡：1人(乗船者)
32	2009年11月15日	死傷等	ダイビング船シーホース乗組員死亡	高知県宿毛市姫島南方沖 土佐沖ノ島灯台から真方位300°3.4海里付近	:死亡	5～20t未満	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター2人及びダイビング客9人を乗せて高知県宿毛市姫島南方約200m沖のダイビングポイントに到着し、器材を装着した11人全員がエントリー(ダイバーが海中に飛び込むこと。)して、ダイビングを開始した。 船長は、ダイビング客の1人(女性、以下「ダイバーA」という。)が浮上したので、ダイバーAが船尾のトランサムステップに架けたはしごから船尾甲板に上がるのを手助けた。 ダイバーAは、船尾甲板で器材を外しているときに、船尾方からの大声を聞いて船長が落水したのを知った。 落水した船長は、沖に流されていた本船に泳ぎ着くことができず、姫島の南方にいた知人の遊漁船(以下「遊漁船A」という。)の方に向かって泳ぎ始めた。ダイバーAは携帯電話で、平成21年11月15日09時47分ごろ、110番通報したのち、再び船尾方を見たときには、船長の姿が見当たらなかった。 また、ダイビング中の10人は、付近にいた遊漁船Aに収容された。	本事故は、本船が姫島南方沖において漂泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。	死亡：1人(船長)
33	2009年9月21日	乗揚	ダイビング船NAGU乗揚	沖縄県国頭郡恩納村真栄田岬南東方海岸真栄田岬灯台から真方位090°3.3M付近		その他	本船は、船長ほかスタッフ3人及びダイビング客24人が乗船し、真栄田御崎東方の海岸沖のダイビングポイント付近に設置されている係留ブイに係留するため、前進行きあしで接近中、船長が機関を後進にかけたが、クラッチが入らず、前進の速力を減じることができないまま、陸岸に接近し、平成21年9月21日16時30分ごろ、乗り揚げた。	本事故は、本船が真栄田御崎東方の海岸沖において、係留ブイに前進行きあしで接近中、機関のクラッチを前進から後進にすることができなかったため、速力を減じることができず、陸岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし
34	2009年9月18日	乗揚	ダイビング船ディスカバリー乗揚	沖縄県宮古島市 佐良浜港第1防波堤灯台から真方位248°4.3海里付近		5t未満	本船は、船長が乗り組み、スタッフ3人と乗客3人を乗せ、下地島西方沖のダイビングポイントに向かい、同ポイントの海底に設置されていたロープに、スタッフB及びスタッフCが潜って本船の係留索を掛け、右舷船尾で係止した。船長は、フライングブリッジから船尾デッキに降りて、周囲の海面を見たところ水深が浅いことに気づき、同ポイントを離れるため、スタッフAに係留索を巻き取るよう指示をした。本船は、スタッフAが巻き取り作業中、風に圧流され、平成21年9月18日11時00分ごろ、同島西方のリーフに乗り揚げた。 本船は、乗揚後、船尾が水没した状態で、引船により離礁し、引船にえい航されて、下地島の長山港に入港した。	本事故は、本船が佐良浜港西南西方沖においてダイビングポイントを変更する際、係留索を放す前にリーフから離れる操船を適切に行わなかったため、リーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	なし
35	2009年7月22日	衝突	漁船幸政丸ダイビング船第三八丸衝突	沖縄県伊江村 伊江港南防波堤灯台から真方位075°800m付近		5t未満：5t未満	A船は、船長Aが1人で乗り組み、伊江村具志漁港の南防波堤東端を左に見て、左回頭中、B船は、船長Bほか5人が乗り、ダイビングスポットに向け、同防波堤の北方沖を東進中、平成21年7月22日09時35分ごろ、同防波堤東端北方沖において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 両船とも自力で帰港した。	本事故は、具志漁港の南防波堤東端北方沖において、A船が回頭中、B船が東進中、A船が適切な見張りを行わず、また、B船が衝突を避けるための動作を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	なし

36	2009年6月3日	死傷等	ダイビング船 シーザー乗組員 負傷	沖縄県恩納村前兼久港	：負傷	5t未満	本船は、船長１人が乗り組み、ダイビング客２人を乗せ、前兼久漁港から出港し、船長が中腰になって足下の物品を足で移動しながら水路を航行中、前方の見張りを行わなかったので、航路標識に気付くのが遅れ、航路標識との衝突の危険を感じ、それを回避する際、急いで左転したところ、平成２１年６月３日１４時２０分ごろ、遠心力で船長が誤って右舷側に落水し、船外機の推進器に接触した。頸部裂創を縫合した。	本事故は、本船が前兼久漁港から出港して水路を航行中、前方の見張りを行わなかったため、航路標識に気付くのが遅れ、航路標識との衝突をさけようとして急いで左転した際に遠心力で船長が右舷側に落水し、推進器と接触したことにより発生したものと考えられる。	負傷：１人
37	2008年10月11日	死傷等	ダイビング船ト ロピコダイビン グ客負傷	沖縄県座間味村久場島	：負傷	5～20t未 満	ダイビング船トロピコは、船長ほかダイビング客２４人及びインストラクター４人が乗船し、沖縄県那覇(なは)市那覇港を出港して同港の西方約２４海里にある同県慶良間(けらま)列島の久場(くば)島西岸沖でダイビングを行う際、機関のクラッチレバーを後進としたままダイビング客を海中に飛び込ませ、平成２０年１０月１１日（土）１２時００分ごろダイビング客１人が回転中のプロペラ翼に接触し、重傷を負った。	本事故は、沖縄県座間味村久場島西岸沖のダイビングポイントにおいて、本船の船尾からダイバーをエントリーさせる際、本船がゆっくりと後進していたため、エントリーしたダイバーが回転中のプロペラ翼に接触したことにより発生したものと考えられる。 本船が後進していたのは、船長が、第２ポイント到着後に前進惰力を止めるため、機関のクラッチレバーを後進としていたことによるものと考えられる。 船長がクラッチレバーを後進としたまま操縦席を離れたのは、干出岩への接近状況を確認しようとしていたことによるものと考えられる。 船長がインストラクターＡからエントリーの可否を問われたとき、クラッチレバーを後進としていることを失念し、安全確認を行わずにエントリーの合図を出した可能性があると考えられる。	負傷：ダイビ ング客
38	2008年8月12日	衝突	漁船たけよし丸 ダイビング船ア イタ・ペア・ペ ア衝突	鹿児島県与論港（茶 花地区）内		5t未満： 5t未満	Ａ船は、船長１人が乗り組み、漁場からの帰航中、Ｂ船は、船長Ｂほか２人を乗船させ、ダイビングポイント向け航行中、平成２０年８月１２日１４時０５分ごろ、Ａ船の左舷船首とＢ船の左舷船首とが衝突した。	本事故は、与論港においてＡ船とＢ船が水路で行き会う態勢で航行中、Ｂ船が水路の左側を航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	なし